



ペプチドワン 商品販売取扱店契約書

日本食品ペプチド研究所株式会社

大阪府茨木市上穂積4丁目8番24号

ペプチドワン商品販売取扱店契約書

日本食品ペプチド研究所株式会社(以下、「甲」という。)と〇〇〇〇(以下、「乙」という。)とは、第1条に定める商品(以下、「本件商品」という。)の販売に関し、以下のとおり取扱店契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

第1条(目的)

1 甲は、乙を本契約別紙(1)「ペプチドワン商品群」(以下、「本件商品群」という。)記載の本件商品に関する取扱店(以下、「取扱店」という。)と指定する。

2(1)乙は、甲が、本契約別紙(2)「ペプチドワン販売価格及び手数料等に関する規定」(以下、「本件販売規定」という。), 同別紙(3)「ペプチドワン取扱店収益形態ならびに組織図」(以下、「本件組織図」という。), 同別紙(4)「ペプチドワン取扱店ランク制度」(以下、「本件ランク制度」という。), 及び同別紙「ペプチドワン販売システムガイドライン」(以下、「本件ガイドライン」という。以下、本件販売規定、本件組織図、本件ランク制度、本件ガイドラインを総称して「本件販売規定等」という。)においてそれぞれ定める方法にて、本件商品群を継続的に販売することとする。

(2)甲及び乙は、乙が本件商品群を継続的に販売するに際し、本件販売規定等の各定めを本契約の内容とすることを、相互に確認する。

3 甲及び乙は、本契約に定めるところのほか、本件販売規定等に定めるところに従い、互いの売上と利益を向上させるために協力するものとする。

4 甲は、以下の場合に、当社の裁量により、本件販売規定等を変更することができる。

(1)本件販売規定等の変更が、乙、または乙が甲に対して第2条に基づき紹介する取扱店または紹介者(以下、総称して「丙」という。)の一般の利益に適合するとき。

(2)本件販売規定等の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

5 甲は、前項による本件販売規定等の変更にあたり、変更後の利用規約の効力発生日の2週間前までに、利用規約を変更する旨及び変更後の利用規約の内容とその効力発生日を当社ウェブサイト

(バックオフィス URL: <https://peptiworld.com/agency/>)に掲示し、または乙及び丙の参加する取扱店LINEアカウントへのLINEメッセージによって通知する。

6 変更後の本件販売規定等の効力発生日以降に、乙または丙が本件商品群を販売したときは、乙または丙は、本件販売規定等の変更に同意したものとみなす。

第2条(取扱店, 紹介者, 会員等の定義と登録)

1 甲は、取扱店の種類とランクとして、本件販売規定に則り、統括店、代理店、販売店の3つを定めるとともに、統括店→代理店→販売店の順でランクを定義する。

2 乙は、甲に対して取扱店候補者及び紹介者を紹介する場合、甲に対して、第13条(競業禁止義務)、第21条(反社会的勢力の排除)に抵触するか否か等を含めて取扱店候補者及び紹介者に関する詳細な情報を事前に報告する。甲は、乙からの報告内容を精査した上で登録の可否、ならびに本条及び第8条に定める取扱店ランクを決定する。

3 甲は、乙ならびに乙が甲に対して紹介した取扱店または紹介者(丙)の紹介により、甲が定める方法にて会員登録した顧客を、会員(以下、「会員」という。)と規定する。

第3条(納入と検収)

1 甲は、本件ガイドラインに定めるところに従い、本件商品を乙に納入する。

2 乙は、前項に定める本件商品の受領後7日以内に、本件商品の検査を行った上で、検査の結果について、検査後直ちに甲に通知することとする。

3 本件商品の納入後7日以内に、前項の通知がなされない場合には、同期間の経過により、本件商品は検査に合格したものとみなす。

4 納入された本件商品のうち不合格となった商品については、甲は新たに乙に対して、代替品と交換することとする。

第4条(所有権の移転)

本件商品の所有権は、本件商品が前条2項及び3項に定める検査に合格した時点をもって、甲から乙に対して移転することとする。

第5条(危険負担)

- 1 天災地変等の不可抗力その他本契約の当事者の責めに帰すべき事由によらず本件商品が滅失または毀損した場合、それによる損失は、第3条1項に定める納入前においては甲が、納入時以後については乙が、それぞれ負担とすることとする。
- 2 第3条1項に定める納入後における本件商品の管理にかかる一切の費用は、乙が負担することとする。

第6条(瑕疵担保責任)

本件商品に直ちに発見できない瑕疵があり、乙において本件商品の所有権移転後3ヶ月以内にかかる瑕疵を発見した旨の通知を甲にした場合、甲は、その瑕疵が乙の責めに帰すべき事由によるときを除き、乙の請求に基づいて代替品の納品、瑕疵の補修、または代金の減額のいずれかの対応を行うものとする。

第7条(販売代金)

乙は、本件販売規定で定める希望小売価格を尊重し、本件ガイドラインを遵守し、本件商品を適正な価格と販売方法で販売するものとする。

第8条(ランク制度)

甲は、本件ガイドラインならびに本件販売規定、本件組織図に基づいた本件ランク制度により、取扱店のランクアップ、ランク維持、ランクダウン、ランク復帰等について正確な集計により実行し、それらの現状や変更等について乙に適宜連絡する。

第9条(卸差益と販売手数料の支払い)

- 1 甲は、乙及び丙による購入または販売金額について、本件販売規定または本件ガイドラインに定める計算方法にて、毎月月末締めにて計算する。
- 2 甲は、翌月の25日までに、乙の指定する銀行口座に振込するものとする。ただし、その際の振込手数料については、本件販売規定または本件ガイドラインに定めたとおりとする。

第10条(紹介取扱店等への指導と責任)

- 1 乙は、丙に対し、本契約及び本件販売規定等に基づく適切な指導及び管理を継続的に行う責任がある。
- 2 乙は、丙において本契約、または本件販売規定等を遵守していない事実を確認した場合、ただちに甲へ報告するとともに、甲との協議の上で、丙に対して指導を行う。
- 3 甲は、丙が、本契約、または本件販売規定等を遵守しておらず、甲または乙からの指導及び提案に基づいた改善を実行していない、または実行する意思がないと判断した場合、本契約及び本件販売規定等に基づき、丙の取扱店登録を抹消するものとする。

第11条(販売拠点の届け出)

- 1 乙は、登録している本社及び本店所在地、または自宅住所以外に店舗や販売拠点が複数ある場合は、甲が定める方法で事前に届け出ることとし、また随時追加される場合も都度届け出ることとする。
- 2 乙は、丙に対して、登録している本社及び本店所在地、または自宅住所以外に店舗や販売拠点が複数ある場合は、甲が定める方法で事前に届け出ることとし、また随時追加される場合も都度届け出ることとする旨、指示説明するものとする。

第12条(商標権及び意匠権)

- 1 乙及び丙は、本契約期間中、本契約の目的を達成するために必要な限度において、本件商品に関する商標、ロゴマーク、意匠等(以下、「商標等」という。)を無償にて使用することができる。ただし、乙は、商標等の使用方法や態様については、甲の指示に従うものとし、指定以外の資料作成や運用については、必ず事前に甲へ相談し、甲の許可を得ることとする。また、乙は、丙に対して、商標等の使用方法や態様については、甲の指示に従うものとし、指定以外の資料作成や運用については、必ず事前に甲へ相談し、甲の許可を得ることとする旨、指示説明するものとする。
- 2 乙は、商標等を本契約の目的達成のためだけに利用することとし、それ以外の目的で利用してはならない。また、乙は、丙が、商標等を本契約の目的達成のためだけに利用することとし、それ以外の目的で利用してはならない旨、指示説明するものとする。

3(1)乙は、本契約終了後は、甲の指示に従い、商標等が記載された名刺、パンフレット、看板、オンライン・オフラインを含むデジタルデータ等一切の資料について、処分または返却することとする。但し、乙が保有在庫する商品の販売において資料等が必要となる場合は、甲と協議の上、別途、使用できる資料や使用期限を設けることができるものとし、その期間中の販売において使用できる商標等、及び使用の範囲について、甲の指示に従うものとする。

(2)乙は、丙に対して、本契約終了後は、甲の指示に従い、商標等が記載された名刺、パンフレット、看板、オンライン・オフラインを含むデジタルデータ等一切の資料について、処分または返却することとする旨、丙が保有在庫する商品の販売において資料等が必要となる場合は、甲と協議の上、別途、使用できる資料や使用期限を設けることができるものとし、その期間中の販売において使用できる商標等、及び使用の範囲について、甲の指示に従うものとする旨、指示説明するものとする。

第13条(競業避止義務)

1(1)乙は、本契約期間中、本件商品と同種または類似の商品で本件商品と競合する商品の販売活動等を、直接または間接にも行ってはならない。

(2)乙は、丙に対して、本契約期間中、本件商品と同種または類似の商品で本件商品と競合する商品の販売活動等を、直接または間接にも行ってはならない旨、指示説明するものとする。

2 乙及び乙が紹介を予定している丙において、本件商品と同種または類似の商品について本契約以前より取り扱っている場合には、事前に甲に相談の上、甲乙間で取扱及び本契約の可否について協議する。

3(1)乙において、本件商品と同種または類似の商品について取扱いを希望する場合には、事前に甲に報告の上、甲の書面による承諾を得るものとする。

(2)乙は、丙に対して、丙において本件商品と同種または類似の商品について取扱いを希望する場合には、事前に甲に報告の上、甲の書面による承諾を得るものとする旨、指示説明するものとする。

第14条(信用維持)

1(1)乙は、本件商品の品質や規格等を変更して販売し、または法令に反する販売行為を行ってはならない。

(2)乙は、丙に対して、本件商品の品質や規格等を変更して販売し、または法令に反する販売行為を行ってはならない旨、指示説明するものとする。

2(1)乙は、SNSを含むオンラインプラットフォーム、またはオフラインにかかわらず、甲の信用を害し、または害するおそれのある行為をしてはならない。

(2)乙は、丙に対して、SNSを含むオンラインプラットフォーム、またはオフラインにかかわらず、甲の信用を害し、または害するおそれのある行為をしてはならない旨、指示説明するものとする。

3(1)甲は、必要があると判断した場合、乙に対し、その営業方法や営業内容、SNSを含むオンラインプラットフォームへの記載等について報告を求めると共に、それに関連する帳簿やデジタルデータ等の資料の提出を求めることができる。

(2)乙は、丙に対して、甲が必要があると判断した場合、丙に対し、その営業方法や営業内容、SNSを含むオンラインプラットフォームへの記載等について報告を求めると共に、それに関連する帳簿やデジタルデータ等の資料の提出を求めることができる旨、指示説明するものとする。

第15条(権利義務の譲渡禁止)

甲及び乙は、事前に相手方の書面による承諾なく、本契約に基づき相手方に対して有する権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、使用させ、または担保に供してはならない。

第16条(解約告知)

甲または乙は、本契約の有効期間内であっても1ヶ月前に予告して本契約を解約することができる。

第17条(契約解除)

1 次の各号の一に該当する事由が乙に生じたときは、甲は乙に対して予告なく直ちに本契約を解除することができる。なお、この場合においても損害賠償の請求を妨げない。

(1)本契約または本件販売規定等に違反し、相当の期間を定めた是正の催告を受けたにもかかわらず当該期間内に是正がなされないとき

(2)自ら振り出しまたは裏書きした手形または小切手が不渡りとなったとき

(3)破産、民事再生または会社更生の申立てを自らなし、または第三者からこれらの申立てがなされたとき

(4)差押、仮差押、仮処分等の強制執行を受けたとき

(5)解散、合併、営業の全部または重要な一部の譲渡が決議されたとき

(6)経営状態が悪化したとき、または悪化するおそれがあると認められるとき

(7)公租公課の滞納処分を受けたとき

2 次の各号の一に該当する事由が甲に生じた場合は、乙は甲に対して予告なく直ちに本契約を解除することができる。なお、この場合においても損害賠償の請求を妨げない。

(1)甲が第9条に定める販売手数料の支払いを遅滞したとき

(2)甲が本契約の条項を履行しなかったとき

(3)自ら振り出しまたは裏書きした手形または小切手が不渡りとなったとき

(4)破産、民事再生または会社更生の申立てを自らなし、または第三者からこれらの申立てがなされたとき

(5)経営状態が悪化したとき、または悪化するおそれがあると認められるとき

第18条(損害賠償)

乙が、本契約または本件販売規定等に違反し、甲に対して損害を与えたときには、乙は甲に対して、その損害を賠償するものとする。

第19条(契約の終了)

1 乙は、契約期間満了をもって、または期間中に本契約の中途終了を希望する場合、甲に対して、本契約及び本件販売規定等の定めるところに従い、解約の意思を表示するものとする。

2 本契約が終了した時点以降、乙は、甲の取扱店とみなされうる一切の行為を行ってはならない。

第20条(秘密保持)

1 甲及び乙は、本契約有効期間中はもとより、本契約終了(期間満了、解約、解除等その理由を問わず、以下同様とする。)後も、本契約内容及び本契約履行の過程で知り得た相手方の営業上または技術上の秘密(以下、総称して「秘密情報」という。)を第三者に開示または他に漏洩してはならず、本契約遂行の目的以外に使用してはならない。

2 乙は、丙に対して、契約有効期間中はもとより、本契約終了後も、本契約内容及び本契約履行の過程で知り得た秘密情報を第三者に開示または他に漏洩してはならず、本契約遂行の目的以外に使用してはならない旨、指示説明するものとする。

第21条(反社会的勢力の排除)

1 甲及び乙は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって も該当しないことを表明し、保証する。

(1)自らまたは自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過 しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者(以下、総称して「暴力団員等」という。)であること。

(2)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(3)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(4)自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって するなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(5)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認 められる関係を有すること。

(6)自らの役員または自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難さ れるべき関係を有すること。

2 甲及び乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証する。

(1) 暴力的なまたは法的に不当な責任を超えた不当な要求行為

(2) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(3) 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

(4) その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、相手方が前二項に違反した場合は、通知または催告等何らの手続を要さず直ちに本契約を解除することができる。

4 甲及び乙は、前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、その賠償責任を負わない。

第22条(有効期間)

本契約は、締結日より1年間とする。ただし、期間満了1ヶ月前までに、甲乙いずれから相手方に対して本契約を終了する旨の書面による通知がなされない場合には、さらに同条件にて1年間延長するものとし、以後も同様とする。

第23条(当事者の関係)

甲と乙は、売主と買主の関係にあり、乙は、本件商品群に記載の本件商品の販売代理人を意味するところの取扱店であり、甲の総合的な代理人ではないものとする。

第24条(条項の無効について)

万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、及び適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

第25条(規定外事項)

本契約に定めのない事項が生じた場合または本契約各条項の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上誠意をもって解決するものとする。

第26条(管轄)

甲及び乙は、本契約に関する訴訟につき大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約成立の証として、甲が指定するオンライン契約プラットフォームにて以下のとおり契約する。

20 年 月 日

甲

大阪府茨木市上穂積四丁目8番24号

日本食品ペプチド研究所株式会社

代表取締役 陳 少言

乙

ペプチドワン販売システムガイドライン

別紙(1):ペプチドワン商品群

別紙(2):ペプチドワン販売価格及び手数料等に関する規定

別紙(3):ペプチドワン取扱店収益形態ならびに組織図

別紙(4):ペプチドワン取扱店ランク制度

以上